

仕 様 書

1. 件 名

香川運輸支局他で使用する電気

Electricity to use in Kagawa transportation branch office others

2. 概 要

- (1) 需要場所 別紙1のとおり
- (2) 業種及び用途 官公署（事務所兼車検場）

3. 仕 様

供給先各官署に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合は60%とする。

なお、その環境価値は発注者に移転することとし、いかなる第三者へも移転しないこと。

* 参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-04/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

(1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、標準周波数、受電方式

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,000ボルト
- ウ 標準周波数 60ヘルツ
- エ 受電方式 1回線受電

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 予定契約電力 別紙1のとおり（令和7年9月現在）
※各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

- イ 年間予定使用電力量 別紙1のとおり（月別：別紙2）

(3) 使用期間

- 自 令和8年 4月 1日 0時
- 至 令和9年 3月31日 24時

(4) 電力量の検針

- 自動検針装置 有
- 電力会社の検針方法 目視検針または遠隔自動検針とする。
- 計量器 電力需給用複合計器（通信機能付）

(5) 供給地点

香川運輸支局	高松市鬼無町にある四国電力株式会社の鬼無線 2 4 号柱から引き込んだ香川運輸支局の構内柱上に施設した香川運輸支局の区分開閉器電源側リード接続接点
徳島運輸支局 応神町庁舎	徳島市応神町にある四国電力株式会社の応神北線 9 E 5 N 1 1 号柱から引き込んだ徳島運輸支局応神町庁舎の構内柱上に施設した徳島運輸支局応神町庁舎の区分開閉器電源側リード接続接点
愛媛運輸支局	松山市森松町にある四国電力株式会社の森松幹線 7 2 E 2 号柱から引き込んだ愛媛運輸支局の構内柱上に施設した愛媛運輸支局の区分開閉器電源側リード接続接点
高知運輸支局 大津庁舎	高知市大津乙にある四国電力株式会社の大津支線 1 6 号柱から引き込んだ高知運輸支局大津庁舎の構内柱上に施設した高知運輸支局大津庁舎の区分開閉器電源側リード接続接点

(6) 電気工作物の財産分界点

供給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

4. その他

(1) 力率は、契約期間中 1 0 0 % を保持する予定である。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に保有していない。

(3) 非常用自家発電設備を有していない。

(4) 各月の電気料金の算定は以下の項目を合算して行うこととする。

なお、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、四国管内のみなし小売電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）に基づいて実施すること。また、入札時においては、力率は 1 0 0 % とし、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。

ア 基本料金×契約電力

イ 電力量料金（燃料費調整後の料金とする）×使用電力量

ウ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

(5) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。

- ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (6) 支払義務者は下記のとおりである。
- ・支出負担行為担当官 四国運輸局長
 - ・契約担当者 独立行政法人 自動車技術総合機構 四国検査部長
 - ・その他発注者が指定した者
- (7) 支払は次のア、イのいずれかの方法により行うものとする。
- ア 請求は発注者に対して行い、支払は発注者で分割した金額を、各支払義務者が支払う。
- イ その月の請求金額をとりまとめた後、発注者が各支払義務者ごとの支払金額を指定するので、受注者は、各支払義務者に対して指定された額の請求を行い、各支払義務者が各々支払う。
- (8) 再生可能エネルギー電気の確認資料
- 契約事業者は、契約年度における電気供給の終了後、翌月末日までに供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、「特定電源割当証明書」(様式8)又はこれに準じた様式を発注者あてに送付すること。
- また、環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合においては証書の写しを、様式8又はこれに準じた様式を提出後、協議により定めた期間内に提出することとする。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が3.仕様を満たしていない場合、受注者が3.仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを発注者に提出する等により補修すること。
- (9) その他この仕様書に定めのない事項については、四国運輸局総務部会計課調度係電話(087-802-6717)の指示によるものとする。

別紙1

需要場所

名 称	所 在 地	契約種別	業務用蓄熱設備	非蓄熱空調設備	供給電圧(V)	予定契約電力(kW)	年間予定使用電力(kWh)	備考
徳島運輸支局応神町庁舎(庁舎、検査場)	徳島県徳島市応神町応神産業団地1-1	業務用	無	無	6,000	85	147,181	
香川運輸支局(庁舎、検査場)	香川県高松市鬼無町佐藤20-1	業務用	無	無	6,000	100	149,076	
愛媛運輸支局(庁舎、検査場)	愛媛県松山市森松町1070	業務用	無	無	6,000	92	157,899	
高知運輸支局大津庁舎(庁舎、検査場)	高知県高知市大津乙1879-1	業務用	無	無	6,000	85	107,586	
						合 計	561,742	

月別 予定使用電力量 (単位 : kWh)

名 称	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
徳島運輸支局(庁舎、検査場)	9,387	9,328	14,126	14,660	13,101	11,965	8,306	8,119	10,789	16,079	15,965	15,356	147,181
香川運輸支局(庁舎、検査場)	9,234	8,913	12,936	13,704	12,858	11,071	7,836	8,410	12,234	17,707	18,273	15,900	149,076
愛媛運輸支局(庁舎、検査場)	11,194	10,274	13,560	14,247	13,503	12,236	10,019	10,622	12,620	16,901	17,282	15,441	157,899
高知運輸支局(庁舎、検査場)	6,704	6,405	10,024	11,074	9,924	8,229	6,238	6,384	7,686	11,758	12,429	10,731	107,586